平成２９年（フ）第１４５号
埼玉県川越市大字的場2742番地（的場団地Ｋ１－506号室）
債務者　水井　則子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７４号
相模原市中央区相模原１丁目３番４号　オークレール403
債務者　金井友里愛（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７３号
相模原市南区当麻750番地23ベルコリーヌＡ号室
債務者　立石　龍二
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９７号
相模原市中央区横山台２丁目19番５号ハイムスカイ201号室
債務者　島田　沙羅
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１０２号
相模原市中央区淵野辺２丁目19番11号サニーハイツ103
債務者　菅野　　純
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１０３号
相模原市中央区淵野辺本町４丁目19番２号センチュリーハイツ202
債務者　青野　彩子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１０９号
相模原市緑区寸沢嵐2656番地
債務者　長谷川弘樹
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１０号
相模原市緑区二本松３丁目15番10号　ムーンハイツ203
債務者　坪崎　佑太
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３４９号
札幌市中央区南10条西７丁目７番10号　しんわマンション306号
債務者　佐々木和子
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４４号
札幌市北区新琴似11条16丁目５番２号　２階
債務者　岩城　千春（旧姓小賀坂）
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９１号
札幌市南区定山渓温泉西４丁目361番地　定山渓ビューホテル従業員宿舎506号
債務者　立石　勇人
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４９６号
札幌市白石区平和通４丁目南３番６号　札幌市あけぼの荘
債務者　小俣　　貢
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４３号
札幌市豊平区豊平６条３丁目５番24号　コーポ皆木Ａ－205号
債務者　中村　明広
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４９号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番９－208号
債務者　小川　勝広
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８７号
札幌市南区北ノ沢７丁目３番26号　渡辺マンションＣ号
債務者　佐々木良男
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
北海道室蘭市八丁平３丁目23番２号
債務者　棟方　健史
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
埼玉県川口市朝日６丁目21番18号　卓美コーポ205号
債務者　須藤　　修
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係